

広告付き警察情報案内板設置事業募集要領（入札説明書）

秋田県大仙警察署庁舎及び横手警察署庁舎における広告付き警察情報案内板（以下「案内板」という。）の設置による広告事業の一般競争入札については、秋田県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

1 趣旨

秋田県大仙警察署庁舎及び横手警察署庁舎に行政情報を掲出する案内板の設置及び広告物の掲出を一体的に取り扱う事業者（以下「事業者」という。）を募集するものである。

2 一般競争入札に付する事項

(1) 契約名（広告媒体の種類）

広告付き警察情報案内板設置事業

(2) 募集対象

各設置公所につき 事業者1者

3 事業者の選定方法

広告料を対象とした一般競争入札によるものとし、予定価格以上で最高額をもって入札した者と契約を締結する。

なお、契約書は案件（設置公所）ごとに締結する。

4 案内板の設置場所・規格等

(1) 設置場所・台数・規格

設置公所	設置場所・台数・規格	位置図
案件番号1 大仙市大曲日の出町一丁目1番30 大仙警察署	1階待合スペース ① 天吊り型案内板 1台 (幅1,200mm×高さ700mm×奥行300mm) ② 壁掛け型案内板 1台 (幅900mm×高さ670mm×奥行200mm)	別添「仕様書」 別紙1のとおり
案件番号2 横手市安田字越廻71番地 横手警察署	1階待合スペース ① 壁掛け型案内板 1台 (幅1,200mm×高さ700mm×奥行300mm) ② 壁掛け型案内板 1台 (幅900mm×高さ700mm×奥行200mm)	別添「仕様書」 別紙2のとおり

(2) 事業内容（共通）

ア 案内板の制作及び設置をすること。

イ 警察本部が提供する行政情報や庁舎案内等の情報を掲出すること。

ウ 掲出情報は1年に最低1回更新すること。また、各警察署の職員自らが掲出情報を修正できるよう、所要の機器等を提供すること。

(3) 案内板の規格等

別添「広告付き警察情報案内板設置事業に係る仕様書」のとおりとする。

5 広告内容等

(1) 広告内容・条件

ア 広告内容については、要綱及び本要領を遵守し、広告掲出前に警察本部の事前審査を受けること。

イ 広告内容が、第三者の権利を侵害するものでないこと及び財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを県に対して保証すること。

ウ 広告内容により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者自らの責任と負担において解決すること。

(2) 広告内容の修正

広告内容が要綱第7条各号に該当すると判断された場合は、速やかに修正すること。

(3) 掲出等の取消

掲出期間前及び期間中に事業者が次のいずれかに該当するときは、広告掲出を取り消しまたは一時中止する。また、事業者の同意を待つことなく掲出した広告を撤去する場合がある。

ア 行政財産の使用許可を受けなかったとき。

イ 指定する期日までに広告料及び使用料を納付しなかったとき。

ウ 要綱または本要領に抵触したとき。

エ その他本事業を継続することが適当でないと認められるとき。

6 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。

(2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 秋田県税を滞納していないこと。

(5) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月1日施行）第6条に規定する物品供給業者等登録名簿に「看板類」又は「広告用品・ステッカー類」の業種に登録されている者であること。

(6) 物品供給業者等登録名簿に登録された日から開札までの間に、秋田物品供給業者等資格効力の停止基準（平成12年4月1日施行）別表の措置要件に該当しない者であること。

(7) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。

(8) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有していること。（行政財産の貸付や賃貸借などの契約形態は問わない。）

7 契約期間及び設置期間

(1) 契約期間

契約した日から令和9年3月31日まで

(2) 設置期間

令和4年7月1日から令和9年3月31日まで

なお、設置期間においては、各年度及び公所ごとに行政財産の使用許可を受けること。

8 広告料及び行政財産使用料

(1) 広告料

広告料は、落札金額をもって、次の年度区分により県が発行する納入通知書により指定する日までに全額納入すること。

なお、初年度以外の広告料は、案内板設置期間の総月数で除し、1円未満の端数を切り捨てた額に各年度の月数を乗じた額とし、初年度の広告料は、契約金額から初年度以外の広告料の合計額を差し引いた額とする。

ア 令和4年度分

平成4年7月1日から令和5年3月31日までの9か月分とする。

イ 令和5年度分以降

各年度の4月1日から翌3月31日までの12か月分とする。

(2) 行政財産使用料

案内板の設置に係る施設の使用については、事業者に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく行政財産の使用許可を行うものとする。使用料は案内板の種類により、秋田県行政財産使用料徴収条例（昭和39年秋田県条例第34号）の規定に基づき算出された金額を県が発行する納入通知書で指定した日までに全額納入すること。

9 案内板設置条件等

(1) 設置条件

ア 各公所ごとに指定したすべての案内板を設置すること。

イ 電材ボックス等を別に設置する場合は、施設管理者と協議して決定すること。

なお、附属設備に該当しない場合は行政財産使用許可を受けること。

ウ 事業者が自らメーターを設置する場合は、計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものとすること。（以下「子メーター」という。）

エ 機器の盗難、毀損、転倒、障害、電源設備の異常等、機器に関する問題が発生した場合は、その発生理由にかかわらず、事業者の負担により迅速に対応すること。この際、各警察署の責任によることが明らかな場合を除き、事業者が一切の責任を負うこと。

(2) 経費負担

案内板の設置に係る次の経費については、事業者の負担とする。

ア 案内板の制作及び設置に係る一切の費用（電気配線工事を含む。）

イ 各警察署の求めにより設置場所を変更する場合の移設費用

ウ 電気料（子メーターの設置費用を含む。）

エ 契約期間が満了し、又は契約が解除された場合の案内板撤去費用と原状回復費用

(3) 契約上の制限

ア 要綱及び本要領に規定された事項を遵守し、広告料、行政財産使用料及び電気料

を定められた納入期限までに納入すること。

イ 設置、使用に係る権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

10 入札参加申込手続

(1) 申込方法

必要な提出書類を郵送、メール又は持参によるものとする。

(2) 申込先

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-5

秋田県警察本部会計課 管財係

T E L : 0 1 8 - 8 6 3 - 1 1 1 1 (内線2267)

F A X : 0 1 8 - 8 2 4 - 2 3 0 3

メールアドレス: Keimubukaikeika@pref.akita.lg.jp

(3) 申込期間

令和4年2月18日(金)から令和4年3月4日(金)午後5時までの日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条に規定する休日を除く)の午前9時から午後5時までの間とする。

なお、郵送で申込む場合も上記期間までに必着とする。

(4) 提出書類(提出部数各1部)

提出書類		法人	個人
①	入札参加申込書	○	○
②	住民票及び身分証明書(市町村発行のもの)		○
③	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)	○	
④	誓約書(契約実績を確認できる書類添付)	○	○
⑤	印鑑証明書	○	○
⑥	秋田県税の滞納の無い旨の証明書	○	○
⑦	役員等一覧表	○	
⑧	広告付き警察情報案内板の概要が分かる資料 (提案書、関係図面、カタログ等)※任意様式	○	○
⑨	申込者の事業概要が分かる資料 ※任意様式 (法人) 会社概要 (個人) 創業日、事業内容、事業実績等が分かる資料	○	○

※②、③、⑤、⑥については、原則発行後3か月以内の原本とするが、他の部局の入札へも参加する場合は、写しでも可とする。

11 質問及び回答

(1) 受付期間

令和4年2月18日(金)から令和4年2月25日(金)まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間とする。

(2) 提出方法

11(1)の期間にメールやFAX等で提出すること。

(3) 質問者への回答

質問者に対し個別に回答する。また、すべての質問事項及び回答をとりまとめ、令和4年3月1日（火）までに警察本部のホームページへ掲載する。

12 入札参加資格の確認等

10(4)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和4年3月8日（火）までに、申請者あてに結果をメールやFAXで連絡する。

資格結果通知後であっても、不正等が判明した場合は入札参加資格を取り消すこととする。

13 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

秋田市山王四丁目1番5号

秋田県警察本部 本庁舎2階 会議室2

(2) 日時

入札は次のとおり行う。

案件番号	入札日	入札時間	設置公所
1	令和4年3月11日（金）	10時00分	大仙警察署
2	〃	10時20分	横手警察署

(3) 入札保証金

免除する。

(4) 入札書に記載する金額

ア 契約期間の総額を記載すること。

イ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 行政財産使用料は含めないこと。

(5) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(6) 再入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

イ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札の結果、最高の価格の入札者と随意契約の協議を行うものとする。

(7) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできないものとする。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止める場合がある。

14 無効の入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

- イ 同一の入札において同一人がした2つ以上入札（代理の場合も含む）
- ウ 委任状を提出しない代理人の入札
- エ 不正行為による入札
- オ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- カ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- キ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ク 入札参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となった者は、再度の入札に参加できないものとする。

15 事業者の選定方法

- (1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を事業者とする。
- (2) 事業者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、事業者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 契約

- (1) 別添広告付き警察情報案内板設置事業契約書（案）のとおりとする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

17 その他

- (1) 提出された入札参加申込書等は返却しない。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 入札参加申込書等を作成に要する費用は、申込者の負担とする。
- (4) 契約期間及び案内板の設置期間は、事情により変更することがある。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、事業者が6に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該事業者と契約を締結しないことができる。
- (6) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の定めるところによる。